

小田原市立酒匂小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月28日策定

30年3月28日改訂

令和元年5月15日二訂

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要です。その上で、いじめを根絶し、子どもたち一人ひとりの「命」を大切にする酒匂小学校を目指すための理念として、次の5つを掲げます。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから児童に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にする心をはぐくむ教育活動の充実に取り組まなければならない。
- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童、保護者、教職員等学校関係者、その他子どもに関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組まなければならない。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県および国が連携して取り組まなければならない。
- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであり、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- いじめは、子どもたちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかななければならない。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることが大切です。

ア いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校では、子どもの発達段階に応じ、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切に”する心”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育みます。
- 子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組みます。
- いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も大切にします。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、大人たちには子どもたちの育ちに関心を持つよう働きかけます。

イ いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ります。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで、被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- 定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に、真摯に対応します。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、家庭や地域に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけます。

ウ いじめの早期対応

- いじめには、チームで組織的に対応することが基本です。学校においては管理職・学級担任・児童指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていきます。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応に努めます。

○いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。

エ いじめの解消

○いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

○いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないように指導します。

○いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察します。

オ 家庭との連携

○子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを大切にする心”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組も重要です。

○いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決できるよう努めます。

○いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行います。

カ 関係機関との連携

○いじめを受けた児童や、いじめを行った児童が立ち直っていくために必要に応じて、医療や福祉などの専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るようにします。

○犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処します。

○平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておくよう努めます。

キ 地域との連携

○いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。

○PTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための措置（いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第 15 条及び第 19 条第 1 項関係)

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取組を進めます。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- インターネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や総合的な学習の時間等の授業や、講演会等さまざまな場面を使って推進するよう努めます。
- いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努めます。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
- 定期的なアンケート調査（毎月 1 回）や教育相談（年間 2 回、他必要に応じて）を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応します。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

(3) いじめに対する措置（法第 22 条及び法第 23 条関係）

- 児童がいじめを受けているとの通報を受けたとき、その他児童がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、学校の定めた方針に沿って、いじめに係わる情報を適切に記録し、その結果を学校の設置者である市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者である市教育委員会の間で情報を共有して対処します。
- いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童をいじめが解消するまで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。

○いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

○いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及び、いじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。

○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。

(4) 家庭との連携（法第 17 条関係）

○子どもがいじめを受けていると疑われる様子があるときに、スムーズに保護者が学校に相談・通報できるよう、プリントを作成したり懇談会や面談の機会に案内したりする等、相談・通報窓口を周知するための措置を講じます。

○いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

○積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるために気をつけるポイントを紹介する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。

○学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(5) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。

○インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行います。

○いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図ります。

関係する専門機関

○小田原警察署生活安全課 少年係

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原警察署内 電話 3 2 - 0 1 1 0

○神奈川県警察本部少年相談・保護センター 県西方面事務所

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎 2 階 電話 3 2 - 7 3 5 8

○小田原児童相談所

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎 2 階 電話 3 2 - 8 0 0 0 (代)

○小田原市青少年相談センター

小田原市城山 4 - 2 - 1 1 電話 2 3 - 1 4 8 2

○小田原市教育委員会 教育指導課 相談電話

小田原市荻窪 3 0 0 小田原市役所 5 階 電話 3 3 - 1 7 2 9

学校からの報告等窓口

○小田原市教育委員会 教育指導課 指導係

電話 3 3 - 1 6 8 4

(6) 地域との連携（法第 17 条関係）

○保護者や地域住民の学校運営についての意見を反映する学校運営協議会での情報交換など、学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

○地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所、等地域の人々とふれあう機会を増やします。

(7) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

○学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みにおいて、必要な項目を学校評価項目に位置づけます。

3 いじめ防止等のための組織の設置および具体的な取り組み

(1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織「酒匂小学校いじめ対策委員会（現在の児童指導部会が兼ね、管理職も参加する）を常設します。

(2) 組織の構成員

この組織は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童指導担当教員、学年代表、養護教諭、教育相談コーディネーターを構成員とします。

なお、対応する事案の内容に応じて、酒匂中学校区に配置されているスクールカウンセラーや県西教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカー等、心理や福祉等の専門家の参加を求めることとします。

また、重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体としつつ、

当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えることとします。

(3) 組織の役割

この組織は、酒匂小学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のとおりです。

・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ・学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・いじめに関する児童、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発
- ・いじめに関する通報及び相談への対応
- ・いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・在校生やその保護者に対する情報提供 等

(4) 年間計画（別紙）

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

いじめが重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）であるかどうかは、次のとおり学校が判断し、対応します。

○次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

① いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・自殺を企図したり自殺に至ったりした場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

○児童やその保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

(2) 重大事態発生の調査

在籍する児童が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告します。

学校設置者である小田原市教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。市立学校の場合、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

〔判断の考え方〕

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「酒匂小学校いじめ対策委員会」が主体となって実施します。

調査に当たり、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者等、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

なお、市教育委員会から、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を受けることとします。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

(小田原市「学校いじめ防止基本方針」より)

市立学校で発生した重大事態について、市教育委員会が行う調査は、市教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置して行います。

市教育委員会では、「小田原市いじめ防止対策調査会」において調査を実施します。

なお、市立学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、市教育委員会は、県教育委員会に要請し、必要な協力を依頼します。

(3) 児童、保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

市立学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことを、いじめを受けた児童又はその保護者に伝えておきます。

(5) フローチャート（別紙）

5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校は毎年度末に、いじめ防止等に関する取組や組織のあり方を点検するとともに、この「小田原市立酒匂小学校いじめ防止基本方針」を見直すこととします。

なお、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行う上で、不十分であると認められるときは年度末を待たず、適時・適切に基本方針の見直しを行います。

(2) 学校いじめ防止基本方針の周知

学校いじめ防止基本方針を保護者や地域住民、地域の青少年育成団体等と共有し、いじめの防止に取り組んでいくために、学校は、学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載します。